

新城市市民参加手続きガイドライン

令和4年12月

新 城 市

目 次

1	市民参加手続きとは	P2
2	市民参加手続きガイドライン策定の背景	P2
3	情報共有と市民参加の機会の確保	P2
4	まちづくりの基本原則（新城市自治基本条例第4条）	P3
5	市民参加手続きを実施する事業の判断	P4
6	市民参加手続きの流れ	P5
7	業務手順書の作成	P6
8	市民参加手続きの手法の選択	P8
	(1) 審議会・検討委員会による審議	P9
	(2) パブリック・コメント（市民意見募集）	P9
	(3) 市民と意見交換会	P10
	(4) ワークショップ	P10
	(5) 地域協議会への諮問	P10
	(6) アンケート	P11
	(7) シンポジウム	P11
	(8) 区長会・地域協議会への情報提供	P12
	(9) 地域説明会	P12
	(10) 現地見学会	P12
	(11) お出かけ講座	P13
	(12) ホームページ、SNS、広報紙、市政番組による広報活動や記者への情報提供	P13

《参考資料》

新城市自治基本条例

新城市自治基本条例解説書

1 市民参加手続きとは〔施策に市民意見を反映するため、市民が参加する順序や方法をいう〕

市の様々な行政活動（構想・計画段階から実施、評価に至るまで）に関して、市民の意見を伺い、その意見を施策に反映するために用いる市民参加の手法及びその順序をいいます。

2 市民参加手続きガイドライン策定の背景

本市では、平成25年4月に新城市自治基本条例が施行され、この条例に基づき、市民参加と協働のまちづくりに取り組んで来ました。

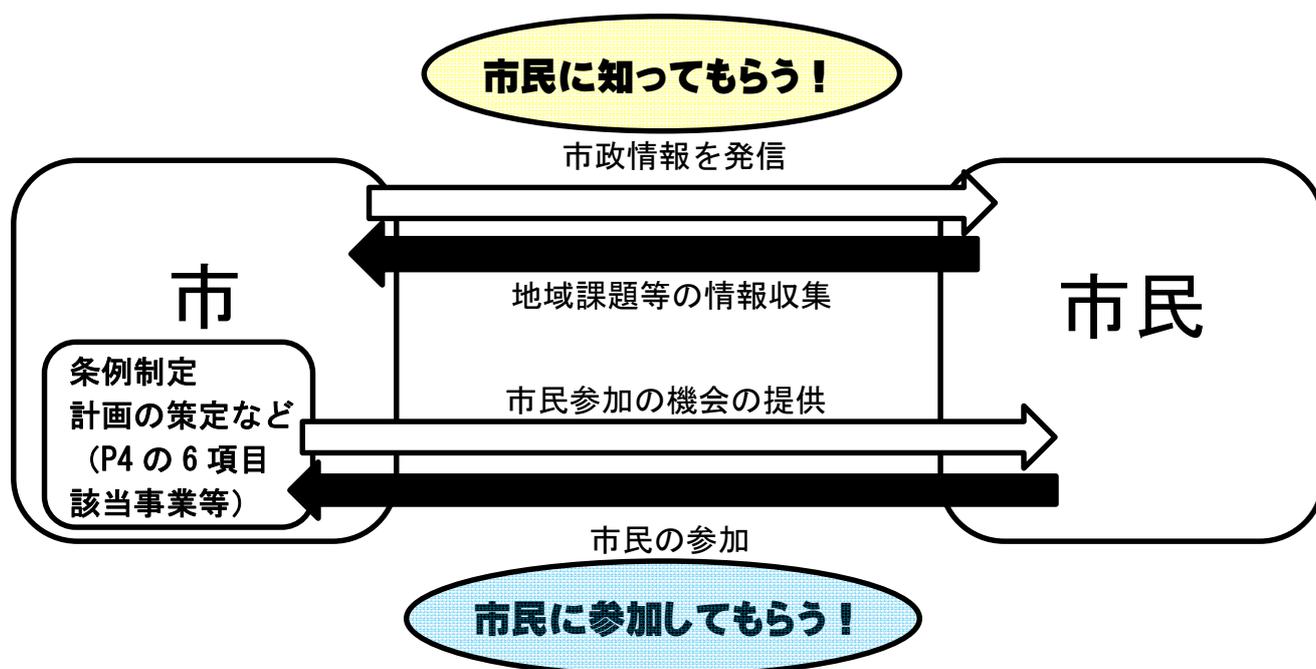
しかし、基本とすべきルールや基準がなく、市民参加の手続きは各部署においてバラツキがありました。

そこで、市職員が、新城市自治基本条例に基づき、市民の参加の機会を確保し、また、適切かつ速やかな情報の共有を行えるよう「新城市市民参加手続きガイドライン」を策定しました。

市民への情報提供や参加の機会の確保については、①目的に応じた有効な手法を用いること、②できるだけ複数の手法を用いて、タイミングを逸することなく行うことが必要です。職員は、このガイドラインを参考に積極的な情報発信を行います。

3 情報共有と市民参加の機会の確保

新城市自治基本条例第4条に規定されているとおり、市民がまちづくりに取り組めるように、議会及び行政は、情報を積極的に分かりやすく適時に市民に提供し、まちづくりに関する情報と意識の共有を図ります。市民も、自分たちが持っている地域の情報等を積極的に提供し、さまざまな活動が互いに有効に機能するよう努めます。



市民に知ってもらおう！

ホームページ、SNS、広報紙、市政番組による広報活動や記者への情報提供、シンポジウム、区長会・地域協議会への情報提供、地域説明会、現地見学会、お出かけ講座 など

市民に参加してもらおう！

審議会・検討委員会による審議、パブリックコメント（市民意見募集）、市民との意見交換会、ワークショップ、地域協議会への諮問、アンケート など

4 まちづくりの基本原則（新城市自治基本条例第4条）

新城市自治基本条例では、新城市のまちづくりを進めるにあたっての基本原則を規定しています。

（まちづくりの基本原則）

第4条 まちづくりの基本原則は、次のとおりとします。

- （1）市民主役の原則 市民一人ひとりが主役となってまちづくりを進めます。
- （2）参加協働の原則 市民、議会及び行政は、積極的な参加と協働によりまちづくりを進めます。
- （3）情報共有の原則 市民、議会及び行政は、互いに情報を共有し、まちづくりを進めます。

また、新城市自治基本条例解説において、以下のように説明しています。

- ① 市民主役の原則とは
住みよいまちにするために市民一人ひとりが行動することです。
- ② 参加協働の原則とは
市民が市政について参加できる仕組みを整え、市民、議会、行政または市民同士がお互いの立場を尊重しながら、協力してまちづくりを進めることです。
- ③ 情報共有の原則とは
市民がまちづくりに取り組めるように、議会及び行政は情報を積極的に分かりやすく適時に市民に提供し、まちづくりに関する情報と意識の共有を図ります。市民も自分たちが持っている地域の情報等を積極的に提供し、さまざまな活動が互いに有効に機能するよう努めます。

5 市民参加手続きを実施する事業の判断

原則、下記の6つは、市として市民参加を取り入れなければならない実施予定事業等（条例・計画・政策等の策定、公共施設の改廃など）とします。ただし、この6つの項目の境界や程度を一律に定めることは困難なため、各部署において、概ねこのような事業に該当すると思われるものについて、市民参加を実施することとします。

また、この6つの項目に該当しない実施予定事業等でも、各部署の判断により市民参加を実施することや広く情報を積極的に分かりやすく適時に市民に提供するように努めることが重要です。

1

市の基本的な政策を定める計画等の策定または改定
計画、プラン、指針など名称を問わず、市政全般又は個別行政分野についての構想や基本的事項などを表したもの
（例）総合計画、新城市環境基本計画、新城市地域福祉計画などの長期計画

2

市の基本的な制度を定める条例の制定または改廃
市政全般や個別行政分野の基本的理念、制度を定めた条例
（例）新城市自治基本条例、新城市地域産業総合振興条例など

3

広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす条例の制定または改廃、
制度の導入または改廃
（例）新城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例、新城市ごみ処理基本計画など

4

市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定または改廃
広く市民に適用される規則等を定める条例
（例）新城市火災予防条例、新城市交通安全条例など

5

大規模な公共施設の設置に関わる基本計画等の策定及び運営に関する方針の決定または変更

6

その他、市が必要と認めるもの
市民参加により、より効果的に政策等を進めることができるもの

上記に該当する場合であっても、以下の場合は市民参加の手続きを行わないこともありま
す。ただし、この場合は各部署において、市民参加の手続きを行わなかった理由を整理し、
その政策等について意思決定後や事業実施の際は、情報発信していくことが必要です。

- 災害への緊急対応など緊急を要するもの
- 法改正に伴う語句や表現の修正など、制度の大幅な変更又は基本的事項の変更を伴わないもの
- 国や県などの統一基準や計画に基づいて策定するなど、市として市民の意見を反映する余地がないもの
- 職員人事や会計に関する事務処理など市の機関内部の事務処理に関するもの

6 市民参加手続きの流れ

実施予定事業等（条例・計画・政策等の策定、公共施設の改廃など）

各部署において、市民参加手続きを実施すべきか判断し、決定する。

※P4「1 市民参加手続きを実施する事業の判断」の6つの項目に該当する事業は、原則市民参加手続きを実施。6つの項目に該当しない事業でも、各部署の判断において市民参加手続きを実施。

市民参加手続きを行う

市民参加手続きを行わない

業務手順書の作成

実施予定事業に合った市民参加手法と時期などを決定し、各部署で作成する業務手順書に記載する。

市民参加手続きを行わない理由の整理

市民参加手続きを行わないことを決定した理由を明確にし、各部署で決裁する。

※政策等について意思決定後や事業実施の際は、情報発信していくことが必要です。

市民参加手続きの実施

業務手順書に基づき市民参加手続きを実施し、市民の意見を聴く。

市民参加手続きは複数の手法で実施するとより市民に伝わりやすくなります！

市民意見の集約・公表・反映

市民意見を集約・公表し、実施予定事業に反映する。

結果の公表

市民参加手続きの実施結果や結果に基づく市民意見の反映結果などを公表する。



※ 年に1度、市民参加手続きの実施状況について、市民自治推進課が調査を行います。

7 業務手順書の作成

市民参加手続きの方法は、どのような時期に、どのような市民を対象にどのような手法で行うのかを事業段階ごとに計画することが重要です。各部署で作成する実施予定事業等ごとの「業務手順書」に市民参加手続きの実施に関する内容も記載して、市民参加手続きを実施してください。

市民参加手続きの計画

- ① 事業段階
実施予定事業等がどのような段階にあるのかを確認します。
- ② 事業全体のスケジュール確認
事業全体のスケジュールを確認します。成果を確実に得るためには、十分余裕を持ったスケジュールを設定することが大切です。また、市民が参加しやすい環境を整えるためにも参加場面の回数・日時・場所等に十分配慮が必要です。
- ③ 市民参加実施の目的確認
どのような目的で市民参加を実施し、どのような部分に意見を必要とするのか決めます。
- ④ 市民参加実施の内容確認
提示する案や具体的に何を聴くのか等の内容を確認します。
- ⑤ 市民参加実施の対象者決定
どの範囲の市民を対象として意見を聴くのかを決めます。
- ⑥ 実施のタイミングの決定
意見を聴くべきタイミングを決めます。
- ⑦ 市民参加の手法決定
多くの市民の意見を聴き、公平性を確保するために、目的によっては複数の手法を選択するなど、どのような手法で市民参加を実施するかを決めます。

事業段階

実施予定事業等を実施するかどう うか決定する段階	実施予定事業等の必要性や公益性を検討し、実施するかどうかを決定する。
構想・計画段階	実施予定事業等の必要性や公益性を確認し、事業の概要（施設であれば、配置・規模等）について、事業目的に照らし合わせ検討を加え、原案を作成、精査する。
策定・運用段階	実施予定事業等の事業を実施・運用する。

留意点

各部署で進める各種計画策定に関して、市長等への報告の時期や計画内容の方向性の修正等のタイミング・確認事項等の参考に、令和4年1月13日付け新企1・1・2で企画部長から通知が出ています。また、計画策定に関する市議会への報告について、令和4年2月1日付け新議1・2・2で議会事務局長より通知が出ています。業務手順書の作成にあたっては、これらも参考にタイミングを逸することなく情報提供等してください。

記載例

業務手順書

令和〇年〇月〇日 見直し

部	企画部	課等	市民自治推進課	担当	市民協働係
シート番号	1	業務・事務	多文化共生推進プランの策定		

業務・事務フロー		事務内容	関連法令等	成果物記録類	想定されるリスク	リスク予防・対応策の策定		
関連部門	当該部門					予防・対応策	策定日	
市長	① 検討	【準備】 市長マニフェストに基づき、目的の明確化、予算や組織体制の検討、他部署の計画との連携・調整を整理						
市長・副市長 総務消防委員長	② 方針説明	【方針説明】 計画に係る作成方針と全体スケジュールを作成して、市長、副市長へ説明し、その後総務消防委員長へ説明			市民参加が不十分	外国人だけでなく、日本人の市民参加の機会を用意する。	RO.O.O	
市内在住の中学生以上外国人(約900人)	③ アンケート	【アンケート】 外国人が困っていることや行政に実施してほしい支援を把握するため、中学生以上の市内在住外国人を対象にアンケート調査を実施。			アンケートの趣旨や内容を理解してもらえない。	アンケートの趣旨、内容をできる限りわかりやすく伝える。	RO.O.O	
市民	④ アンケート集計・公表	【アンケート集計・公表】 アンケートを集計し、結果をホームページで公表。		(文書No.3-5-1) アンケート結果	アンケート集計に時間がかかることによる公表の遅延	提出のあったものから順次集計する。	RO.O.O	
市長・副市長	⑤ 計画素案作成	【計画の素案作成】 アンケート結果を基に計画の素案を作成。 市長・副市長説明						
外国人に関係する部課	⑥ 庁内会議素案の修正	【庁内会議で検討】 外国人に関係する部課の職員による庁内会議を開催し、意見をもらい素案を修正。		(文書No.3-5-1) 計画素案(修正)				
市長・副市長 市議会	⑦ 計画策定の方向性と進捗状況の報告	【市長・副市長・市議会へ報告】 市長・副市長及び議員定例報告会で進捗状況を報告		(文書No.3-5-1) 計画素案				
市民策定委員会	⑧ 市民策定委員会素案の修正	【市民策定委員会】 有識者や市内在住外国人の公募市民による策定委員会を開催し、案を修正。		(文書No.3-5-1) 計画素案(修正)	委員構成に偏りがある。	男女、年齢等考慮し選定する。	RO.O.O	
市長・副市長 市議会正副議長 総務消防委員長 市議会	⑨ 計画素案の説明(パブコメ準備)	【パブリックコメント準備】 広報ほのかへの掲載準備 政策検討会議・市政経営会議へ諮る(事前に市長、副市長へ説明) 市議会正副議長、総務消防委員長へ説明後全議員へ情報提供		計画素案				
市民	⑩ パブリックコメント実施	【パブリックコメント実施】 ホームページで公開						
市長・副市長 市民策定委員会	⑪ 市民策定委員会計画策定	【市民策定委員会】 パブリックコメントの結果を市長・副市長へ報告後、市民策定委員会へ報告、最終案完成		(文書No.3-5-1) 計画最終案				
市長・副市長・教育長 市議会 記者等	⑫ 計画策定後の市民等への周知	【策定後の周知】 記者発表・議会へ報告 市のHP等で計画及びパブコメ結果公開(計画最終版を市長・副市長・教育長へ)		(文書No.3-5-1) 計画書				
	⑬ 計画に沿った運用	【計画に沿った運用】 今後検討						

市民参加に関して想定されるリスクも記載。

市民参加の実施の目的や対象者も整理しておきましょう。

計画策定後の運用部分の市民参加については、計画策定後に検討されることが想定されます。

8 市民参加の手法の選択

市民参加を求める場合は、多種多様な市民参加手法の中から、できるだけ多くの市民意見を得ることができるように、目的に応じた手法を選択することが大切です。

市民参加の各手法については、それぞれの運用・事務マニュアル等により、適切な事務処理を実施してください。

また、以下の手法以外にも考えられる市民参加の手法があれば積極的に取り入れてください。

市民参加の手法一覧

(1) 審議会・検討委員会による審議 P9
有識者、関係者、公募市民等により様々な観点から課題整理や方向性の検討を行う。
(2) パブリック・コメント（市民意見募集） P9
計画等、素案の段階から市民の多様な意見を求め、できる限り政策に反映させる。
(3) 市民との意見交換会 P10
事業の内容や現状等について、事業の担当部署などが説明し、市民から質問や意見を受ける。
(4) ワークショップ P10
特定のテーマや課題について、グループによる共同作業や話し合いを通じて、課題の抽出や解決策等について、意見の集約を図る。
(5) 地域協議会への諮問 P10
特定の地域に関する重要事項について、当該地域協議会へ意見を聴く。
(6) アンケート P11
広く市民の意識を把握するため、多くの人に一定の質問形式で意見を伺う。

情報発信の手法一覧

(7) シンポジウム P11
著名人、学識経験者による基調講演やパネルディスカッション等を行い、当該事業の目的等に対する理解を深める。
(8) 区長会・地域協議会への情報提供 P12
全体区長会（4月）や代表区長会（年4回）、地域協議会で、事業の内容や現状を周知する。
(9) 地域説明会 P12
事業の内容や現状等について、事業の担当部署が出向き、地域ごとに説明会を開催する。
(10) 現地見学会 P12
市民に事業地域や施設の建設予定地の現状等を説明する。
(11) お出かけ講座 P13
お出かけ講座のメニューの中から要望のあった事業等について、担当部署が出向き、事業内容や現状等の講座を開催する。
(12) ホームページ・SNS・広報紙・市政番組による広報活動や記者への情報提供 P13
ホームページやSNS、広報紙、市政番組、記者への情報提供などにより事業に関する情報などを市民に積極的に提供する。

(1) 審議会・検討委員会による審議

① 目的

- 課題解決のための方針を策定したり、意見の答申を求める。
- 実施予定事業等に対する審議や意見を聴く。
- 市民ニーズの把握や実施予定事業等に対する評価を聴く。

② 手法の特徴等

- その分野について、十分な協議・意見交換・検討が行える。
- その分野に精通する専門家により協議が行われることで、より高度な内容の施策等を策定することができる。
- 委員数に限りがあり、一部の市民しか参加できないため、他の市民参加の手法と組み合わせるなどの工夫が必要。

③ 実施のタイミング

- 実施予定事業等を実施するかどうか決定する段階
- 構想・計画段階
- 実施事業の評価の段階

④ 参加者・対象者

- 専門家、公共的団体からの推薦・公募の市民

(2) パブリック・コメント（市民意見募集）

① 目的

- 市民の誰もが意見を述べることができる機会を保障する。
- 行政の説明責任を果たし、公正性・透明性を向上させる。

② 手法の特徴等

- 実施予定事業等の内容・立案に係る趣旨等を公表し、市民から意見を募集し、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見及び意見に対する市の考え方等を公表する一連の手続きを言う。
- 市の政策決定過程で、市民の多様な意見を把握するとともに、その過程の公正性の確保と透明性の向上を図ることができる。
- 対話の場ではないため、市民同士の合意形成を図ることが難しいことから、他の手法と組み合わせるなどの工夫が必要。

③ 実施のタイミング

- 構想・計画段階

④ 参加者・対象者

- すべての市民
- 実施予定事業等に関係する住民

⑤ 参考資料

- 新城市パブリックコメント手続き要綱

(3) 市民との意見交換会

- ① 目的
 - 市民ニーズの把握や実施予定事業等に対する評価を聴く。
 - 実施予定事業等に対する意見を聴く。
 - 実施予定事業等に対する理解と協力を得る。
- ② 手法の特徴等
 - 市民と十分なコミュニケーションをとることができる。
 - 詳細な情報を伝えることができる。
 - 必要に応じてファシリテーターの活用も必要。
 - 開催日時を指定したり、会場の条件により人数制限することがあるため、参加できない市民もいることから、複数回開催したり、他の市民参加の手法と組み合わせたりするなどの工夫が必要。
- ③ 実施のタイミング
 - 実施予定事業等を実施するかどうか決定する段階
 - 構想・計画段階
 - 実施事業の評価の段階
- ④ 参加者・対象者
 - すべての市民

(4) ワークショップ

- ① 目的
 - 実施予定事業等に対する具体的なアイデアや提案をもらう。
 - 協調・協働作業を通して、参加者の「知識・意欲・アイデア」などを引き出す。
- ② 手法の特徴等
 - 地域の現状把握、問題点や課題の整理、計画案づくりを行うのに適している。
 - 特定テーマの課題検討に有効。
 - 少数で意見交換することで、通常の会議よりも自由意見を言いやすくなる。
 - ファシリテーターの活用が必要。
 - 一部の市民しか参加できないため、複数回開催したり、他の市民参加の手法と組み合わせたりするなどの工夫が必要。
- ③ 実施のタイミング
 - 実施予定事業等を実施するかどうか決定する段階
 - 構想・計画段階
- ④ 参加者・対象者
 - 専門家、公募の市民、実施予定事業等に関係する市民など

(5) 地域協議会への諮問

- ① 目的
 - 地域自治区の区域内のことに関する市の重要な施策や計画の策定等についての意見を聴く。
- ② 手法の特徴等

- 実施予定事業等に対する地域自治区ごとのニーズや意見を把握することができる。
- 地域自治区における重要事項について、そこに住む住民の意見を聴くことで、住民が身近な課題として、捉えやすくなる。
- ③ 実施のタイミング
 - 実施予定事業等を実施するかどうか決定する段階
 - 構想・計画段階
- ④ 参加者・対象者
 - 全地域協議会または特定の地域協議会の委員
- ⑤ 参考資料
 - 新城市自治基本条例
 - 新城市地域自治区条例

(6) アンケート

- ① 目的
 - 市民ニーズの把握や実施予定事業等に対する評価を聴く。
- ② 手法の特徴等
 - 多くの人に同じ内容について質問し、意見や意向・傾向等を把握できる。
 - 郵送やインターネット・電子メールにより実施する場合は、市民が自分の都合の良い時間や場所で回答できるメリットがある。
- ③ 実施のタイミング
 - 実施予定事業等を実施するかどうか決定する段階
 - 構想・計画段階
 - 実施事業の評価の段階
- ④ 参加者・対象者
 - すべての市民
 - 無作為抽出の市民
 - 実施予定事業等に関係する皆さん
- ⑤ 参考資料
 - 新城市広報広聴事務の手引き
 - 市政モニター設置要綱

アンケート等の対象者や内容によっては、紙媒体ではなくLoGoフォーム等電子的な方法を積極的に使用しましょう！



(7) シンポジウム

- ① 目的
 - 実施予定事業等に対する市民の関心を高め、認知度を高める。
- ② 手法の特徴等
 - 一度に多くの人々が参加でき、幅広く情報を伝達する等の効果が期待できる。
- ③ 実施のタイミング
 - 策定・運用段階（成果を発表するとき等）
- ④ 参加者・対象者
 - 専門家、市民

(8) 区長会・地域協議会への情報提供

- ① 目的
 - 地域の代表者を通して地域住民への情報共有を行う。
 - 実施予定事業等に対する地域の代表者からの意見を聴く。
- ② 手法の特徴等
 - 地域の代表者へ情報共有できる。
 - 代表者から必ず地域へ情報が行き届くとは言い切れないため、他の市民参加の手法と組み合わせるなどの工夫が必要。
- ③ 実施のタイミング
 - 実施予定事業等を実施するかどうか決定する段階
 - 構想・計画段階
 - 策定・運用段階
 - 実施事予定事業等の評価の段階
- ④ 参加者・対象者
 - 区長
 - 地域協議会の委員

(9) 地域説明会

- ① 目的
 - 実施予定事業等について、市の担当部署が直接説明をすることで、市民の理解を深める。
- ② 手法の特徴等
 - 職員が地域の公民館などに訪問することで、市民が参加しやすくなる。
 - 市民が身近な課題として、捉えやすくなる。
 - 市民と職員が直接問答でき、理解が深まる。
- ③ 実施のタイミング
 - 実施予定事業等を実施するかどうか決定する段階
 - 構想・計画段階
 - 策定・運用段階
 - 実施事業の評価の段階
- ④ 参加者・対象者
 - 実施予定事業等に関心のある市民

(10) 現地見学会

- ① 目的
 - 実際に現地を市民に見ていただくことで、実施予定事業等に関する理解を深める。
- ② 手法の特徴等
 - 地域や施設の実情を直接訪問することで、市民が実施予定事業等に対するイメージ

ができ、理解を深めることができる。

- ③ 実施のタイミング
 - 構想・計画段階
 - 策定・運用段階
 - 実施事業の評価の段階
- ④ 参加者・対象者
 - すべての市民

(11) お出かけ講座

- ① 目的
 - 市民へ情報提供する。
 - 市民の関心を高め、認知度を高める。
- ② 手法の特徴等
 - 市民が、参加しやすい時間や場所を自ら企画し、設定できる。
 - 小グループでの申込みになるため、意見が言いやすい。
 - 市民からの申し出により開催するものであるため、お出かけ講座自体の周知や利用の呼びかけが必要。
- ③ 実施のタイミング
 - 実施予定事業等を実施するかどうか決定する段階
 - 構想・計画段階
 - 策定・運用段階
 - 実施事業の評価の段階
- ④ 参加者・対象者
 - 実施予定事業に関心のある市民
- ⑤ 参考資料
 - 新城市お出かけ講座実施要綱

(12) ホームページ・SNS・広報紙・市政番組による広報活動や記者への情報提供

- ① 目的
 - 市民の皆様に事業の各段階において市の方針や計画等についての情報を提供する。
 - 事業等に対する市民の関心を高めていただく。
- ② 手法の特徴等
 - 《ホームページ・SNS・市政番組等》
 - タイムリーに広範囲の市民へ情報を発信することができる。
 - 情報の要点等についてわかりやすく説明でき、チラシやパンフレットなどの資料についても発信することができる。
 - ホームページやSNS等に不慣れな方への情報発信はできない。また、情報を求めて検索しないと情報を得られない。
 - 《広報紙》
 - 各戸配布により、広範囲の市民へ定期的に情報を発信することができる。

- 紙面が限られているため、詳細な情報が載せられないこともある。

≪記者への情報提供≫

- 記者への情報提供を積極的に行うことで、新聞等により広範囲に情報を発信してもらうことができる。
- ③ 実施のタイミング
 - 実施予定事業等を実施するかどうか決定する段階
 - 構想・計画段階
 - 策定・運用段階
 - 実施事業の評価の段階
- ④ 参加者・対象者
 - すべての市民
 - 関係する市民等
- ⑤ 参考資料
 - 新城市広報広聴事務の手引き
 - 広報しんしろ「ほのか」取扱要綱
 - 新城市ソーシャルメディア運用ガイドライン
 - 新城市 LINE 運用ポリシー
 - 新城市 twitter 運用ポリシー
 - 新城市公式 SNS 運用庁内ルール

參考資料

○新城市自治基本条例

平成24年12月20日

条例第31号

改正 平成28年3月22日条例第18号

令和2年6月26日条例第21号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 まちづくりの基本原則（第4条）

第3章 市民等（第5条—第9条）

第4章 議会（第10条・第11条）

第5章 行政（第12条・第13条）

第6章 参加の仕組み（第14条—第18条）

第7章 市政運営（第19条—第23条）

第8章 実効性の確保（第24条・第25条）

附則

私たちは、新城市に暮らし、さまざまな伝統・文化・産業をつくりあげてきました。この地域には、誇るべき歴史遺産や美しい自然、人間味あふれるつながり、豊かなみのりがあり、私たちはそうしたものを大切に守ってきました。

この魅力ある私たちのまちが、元気に住み続けられ、世代のリレーができるまちとなるためには、市民一人ひとりを大切にし、老若男女みんなが当事者となってまちづくりをすすめなくてはなりません。

私たちは、この地域に対する愛情を育み、市民、議会及び行政が相互理解と信頼のもとにそれぞれの力を発揮する仕組みを構築し、新城市がより魅力あるまちとなるよう、ここに新城市自治基本条例を定めます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、新城市のまちづくりに関する基本的な理念並びに市民、議会及び行政の役割及び仕組みを明らかにすることにより、市民が主役のまちづくりを推進し、元気に住み続けられ、世代のリレーができるまちを協働してつくることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 住民 市内に住所を有する者をいいます。
- (2) 市民 住民、市内で働く人若しくは学ぶ人又は市内において公益活動する団体をいいます。
- (3) 市 議会及び市の執行機関を含めた地方公共団体をいいます。
- (4) 行政 執行機関である市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の総称をいいます。
- (5) まちづくり 住みやすいまちにするため、市民、議会及び行政が行動することをいいます。
- (6) 協働 市民同士又は市民、議会及び行政が対等な関係で協力及び連携し、まちづくりを行うことをいいます。
- (7) 行政区等 行政区、自治会等地域住民の自主的な意思による総意に基づき、地域を住みよくするために運営される団体のことをいいます。

(条例の位置付け)

第3条 市は、他の条例、規則等の制定及び改正に当たっては、この条例の趣旨を尊重します。

第2章 まちづくりの基本原則

(まちづくりの基本原則)

第4条 まちづくりの基本原則は、次のとおりとします。

- (1) 市民主役の原則 市民一人ひとりが主役となってまちづくりを進めます。
- (2) 参加協働の原則 市民、議会及び行政は、積極的な参加と協働によりまちづくりを進めます。
- (3) 情報共有の原則 市民、議会及び行政は、互いに情報を共有し、まちづくりを進めます。

第3章 市民等

(市民の権利)

第5条 市民は、まちづくりの担い手として、市政に参加することができます。

2 市民は、市政についての情報を知る権利を有し、議会及び行政に対しその保有する情報の公開を求めることができます。

(市民の責務)

第6条 市民は、まちづくりの担い手であることを自覚し、互いに住みやすいまちの実現に努めます。

2 市民は、互いの活動を尊重し、自らの発言と行動に責任を持つものとします。

(子ども)

第7条 子どもは、地域社会の一員として尊重され、まちづくりに参加することができます。

(市民活動団体)

第8条 ボランティア団体等、自主的に公益活動を行う市民活動団体は、互いに連携し、行政区等と力を合わせてまちづくりに努めるものとします。

(協力者)

第9条 市民、議会及び行政は、市民以外の人又は団体であってまちづくりに協力するものに、まちづくりの多様な参加の機会を与えることができます。

第4章 議会

(議会の責務)

第10条 議会は、直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であることから、市民の意思が市政に反映されるよう議会運営に努めます。

2 議会は、行政運営が適正に行われるよう調査及び監視機能を十分に発揮し、政策立案機能の充実に努めます。

3 議会は、保有する情報及び議会活動を市民に公開し、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう広報活動に努めます。

4 議会は、公正性、透明性及び倫理性を確保することにより、開かれた議会と市民参加を推進するため、新城市議会基本条例（平成23年新城市条例第20号）で定

めるところにより、市民自治社会の実現を目指します。

(議員の責務)

第11条 議員は、自らの役割と責務を認識し、公正かつ誠実に職務を遂行します。

2 議員は、将来を見据えた広い視野をもって、市民全体の福祉の向上を目指して活動します。

3 議員は、市民全体の代表者として、自らの能力を高める不断の研さんに努めます。

第5章 行政

(市長等の責務)

第12条 市長は、中長期的な視点から、市政の目的が最大限に達成されるよう総合的かつ計画的な行政の運営に努めます。

2 市長は、市政の課題に的確に対応できるよう行政の組織について常に見直します。

3 行政は、市民の市政に関する要望等に迅速かつ誠実に応答するよう努めます。

4 行政は、市民の立場で考えて仕事をする職員を育成し、市民サービスの質を向上させます。

(職員の責務)

第13条 職員は、市民のために働く者として、公正かつ誠実に職務を行います。

2 職員は、職務に必要な専門的知識の習得及び能力向上に努めます。

3 職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、市民としての責務を果たすとともに、協働によるまちづくりの推進に配慮して職務を行います。

第6章 参加の仕組み

(参加)

第14条 市は、市政に関する計画及び政策を策定する段階から市民の参加を促進します。

2 市は、市民の多様な参加の機会を設けます。

(市長選挙立候補予定者公開政策討論会)

第14条の2 市長は、公の選挙のうち市長の選挙に当たっては、候補者となろうとする者が掲げる市政に関する政策及びこれを実現するための方策を市民が聴く機会として市長選挙立候補予定者公開政策討論会を開催するものとします。

2 前項の討論会の実施に必要な事項は、別に定めます。

(市民まちづくり集会)

第15条 市長又は議会は、まちづくりの担い手である市民、議会及び行政が、ともに力を合わせてより良い地域を創造していくことを目指して、意見を交換し情報及び意識の共有を図るため、3者が一堂に会する市民まちづくり集会を開催します。

2 前項の規定にかかわらず、市長及び議会は、市民まちづくり集会を共同開催することができます。

3 市長は、特別な事情がない限り年1回以上の市民まちづくり集会を開催します。

4 年齢満18歳以上の日本国籍を有する住民は、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、市長に対して市民まちづくり集会の開催を請求することができます。

5 市民まちづくり集会の実施に関し必要な事項は、別に定めます。

(住民投票)

第16条 年齢満18歳以上の日本国籍を有する住民は、市政に係る重要事項について、その総数の3分の1以上の者の連署をもって、市長に対して住民投票の実施を請求することができます。

2 市長は、前項の請求があったときは、住民投票を実施するものとします。

3 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。

4 住民投票の実施に関し必要な事項は、別の条例で定めます。

(地域自治区の設置)

第17条 市は、地域内分権を推進するため、別の条例で定めるところにより、市長の権限に属する事務の一部を担い、地域の住民の意見を反映させつつこれを処理する地域自治区を設置します。

(行政区等)

第18条 住民は、地域社会の一員として、行政区等の役割について理解を深め、活動に参加するよう努めるものとします。

第7章 市政運営

(市政運営)

第19条 市長は、市の代表者として、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に市政を運営します。

(説明責任)

第20条 市は、市民に対し、市政の状況を説明する責任を負います。

2 市は、前項の説明に対する市民の質問に対し回答する責任を負います。

(情報)

第21条 市は、公正で開かれた市政の実現を図るため、市政についての情報の公開に関する総合的な施策に基づき、積極的に情報を公開します。

2 市は、市民の必要とする情報について、適切かつ速やかな提供に努めます。

3 市は、市民の個人情報に関する権利を保障するとともに、個人情報を適正に管理します。

(総合計画等)

第22条 市長は、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めます。

2 市長は、基本構想、基本計画その他市の施策の基本となる計画を策定するに当たっては、市民参加の機会を保障します。

(財政運営)

第23条 市長は、財政運営に当たっては、財源の確保並びにその効率的な活用及び効果的な配分に努めます。

2 市長は、市の財産を適正に管理し、効率的に運用します。

3 市長は、財政に関する状況を公表します。

第8章 実効性の確保

(市民自治会議の設置等)

第24条 市長は、この条例の実効性を確保するため、市民自治会議を設置します。

2 市長は、この条例に関することについて、市民自治会議に諮問することができます。

3 前2項に規定するもののほか、市民自治会議の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定めます。

(条例の見直し)

第25条 市長は、5年を超えない期間ごとにこの条例を見直し、必要な場合は改正を行います。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行します。

附 則（平成28年3月22日条例第18号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成28年6月19日から施行する。

附 則（令和2年6月26日条例第21号）抄
（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

新城市自治基本条例解説

新城市

目 次

前文	2
第1章 総則	3
第1条 目的	3
第2条 定義	3
第3条 条例の位置付け	5
第2章 まちづくりの基本原則	6
第4条 まちづくりの基本原則	6
第3章 市民等	7
第5条 市民の権利	7
第6条 市民の責務	7
第7条 子ども	7
第8条 市民活動団体	8
第9条 協力者	8
第4章 議会	9
第10条 議会の責務	9
第11条 議員の責務	9
第5章 行政	11
第12条 市長等の責務	11
第13条 職員の責務	11
第6章 参加の仕組み	12
第14条 参加	12
第14条の2 市長選挙立候補予定者公開政策討論会	13
第15条 市民まちづくり集会	14
第16条 住民投票	15
第17条 地域自治区の設置	16
第18条 行政区等	16
第7章 市政運営	17
第19条 市政運営	17
第20条 説明責任	17
第21条 情報	17
第22条 総合計画等	18
第23条 財政運営	18
第8章 実効性の確保	20
第24条 市民自治会議の設置等	20
第25条 条例の見直し	21

新城市自治基本条例解説

前文

私たちは、新城市に暮らし、さまざまな伝統・文化・産業をつくりあげてきました。この地域には、誇るべき歴史遺産や美しい自然、人間味あふれるつながり、豊かなみのりがあり、私たちはそうしたものを大切に守ってきました。

この魅力ある私たちのまちが、元気に住み続けられ、世代のリレーができるまちとなるためには、市民一人ひとりを大切にし、老若男女みんなが当事者となってまちづくりをすすめなくてはなりません。

私たちは、この地域に対する愛情を育み、市民、議会及び行政が相互理解と信頼のもとにそれぞれの力を発揮する仕組みを構築し、新城市がより魅力あるまちとなるよう、ここに新城市自治基本条例を定めます。

説明

平成17年10月1日、旧新城市、旧鳳来町、旧作手村の3市町村の新設合併により新城市は誕生しました。市は、平成20年4月に第1次総合計画を策定し、「協働」のまちづくりによる「市民自治社会の実現」に取り組んできました。今は、第2次総合計画により、市民自治によるまちづくりを進めています。

本来、地域の自治を進めるためには、地域やそこに住む住民が、創意工夫をこらして自立的な地域運営をしていかなければなりません。こうしたことから、自治体の運営については、地方自治法など既存の法令には定められていない事項についても自治体が独自に姿勢を明確にしていくことが必要なのです。そのルールブックになるものが、自治基本条例です。

この条例は理念条例であり、制定されたことによってすぐに市民生活が変わるということはありませんが、市民、議会及び行政の3者がお互いに果たしていくべき責務や役割などを明らかにし、お互いに腹を割って話し合い、協力して、新城市が元気に住み続けられ、世代のリレーができるまちとなるよう、市民主体のまちづくりの実現を図ろうとするものです。

前文とは、全ての条例に置かれるものではありません。前文は、特に、条例を制定することの由来や背景など、条例制定の理念を強調する必要がある場合に置かれるものです。新城市自治基本条例では、制定するに至った思いなどをできるだけわかりやすく表現するために、条例本体の前に前文が置かれています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、新城市のまちづくりに関する基本的な理念並びに市民、議会及び行政の役割及び仕組みを明らかにすることにより、市民が主役のまちづくりを推進し、元気に住み続けられ、世代のリレーができるまちを協働してつくることを目的とします。

説明

第1条では、条例の目的を定めています。

市は、「元気に住み続けられ、世代のリレーができるまち」を目標にしています。この目標に向けて、条例では、市が、市民主役のまちづくりを推進し、市民一人ひとりがみんなのために行動できる環境を整えることで、世代を越えた多くの市民が協力しながら、今も、そしてこれからも元気に住むことができるまちをつくることを目的としています。市は、この目的を実現するために、条例に以下のことを定めています。

- ① 市のまちづくりに関する基本的な理念（考え方）
- ② 市民、議会、行政それぞれがまちづくりに関して果たす役割
- ③ お互いが繋がり協力し合う仕組み

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 住民 市内に住所を有する者をいいます。
- (2) 市民 住民、市内で働く人若しくは学ぶ人又は市内において公益活動する団体をいいます。
- (3) 市 議会及び市の執行機関を含めた地方公共団体をいいます。
- (4) 行政 執行機関である市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の総称をいいます。
- (5) まちづくり 住みやすいまちにするため、市民、議会及び行政が行動することをいいます。
- (6) 協働 市民同士又は市民、議会及び行政が対等な関係で協力及び連携し、まちづくりを行うことをいいます。
- (7) 行政区等 行政区、自治会等地域住民の自主的な意思による総意に基づき、地域を住みよくするために運営される団体のことをいいます。

説明

第2条では、この条例の中で用いられることばの意味を定めています。

- (1) 第1号は、「住民」の定義です。
- (2) 第2号は、「市民」の定義です。「市民」とは、「住民（新都市に住民票がある人）」に加え、市外から市内の企業や学校、官公庁などに通う人（新都市に住民票のない人）、又は市内において公益活動をする団体（特定非営利活動法人、ボランティア団体など）としています。

公益活動とは、保険・医療・福祉増進、社会教育の推進、まちづくりの推進、観光振興、農山漁村・中山間地域の振興、学術・文化・芸術・スポーツ振興、環境保全、災害救援、地域安全、人権擁護、平和推進、国際協力、男女共同参画の形成促進、子どもの健全育成、情報化社会の発展、科学技術の振興、経済活動の活性化、職業能力開発、雇用機会の拡充支援、消費者保護、団体活動援助などの活動をいいます。

「住民」「市民」を別の定義とした理由について

住民は、新都市を構成する基本であるとともに、地方自治の運営の主体に他なりません。

その一方、自発的なまちづくりにおいては、住民のみならず市内へ通勤・通学している人や市内において公益活動する団体も、新都市が魅力あるまちとなるために力を発揮しています。

したがって、さまざまな職業や世代の人々が参加しやすく意見を出しやすい環境を整え、まちづくりに生かしていきたいという思いから、地方自治の運営主体である住民と市内へ通勤・通学している人や市内において公益活動をする団体を含めて市民と定義しています。

- (3) 第3号は、「市」の定義です。この条例における「市」とは地方自治法に定める基礎的な地方公共団体としての新都市を指しています。
- (4) 第4号は、「行政」の定義です。「行政」とは、新都市の執行機関のことです。教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会など各種委員会と、市長、監査委員もここに含まれます。
- (5) 第5号は、「まちづくり」の定義です。新都市が住みやすいまちとなるためには、市民、議会及び行政すべての力を合わせて行動することが必要です。行動することの中には、新都市のために考えること、議論することも含まれます。
- (6) 第6号は、「協働」の定義です。まちづくりを行うためには、市民、議会及び行政がお互いの立場を尊重し、協力し連携することが必要です。
- (7) 第7号は、「行政区等」の定義です。行政区は、新都市区長の設置等に関する条例（令和2年新都市条例第5号）に基づき、地縁の状況などを考えて、市長が定めた自治組織です。

また、「等」の中には、行政区の下部組織である組や班のほか、地方自治法で定められた認可地縁団体も含まれます。

新城市では、行政区等について、身近な地域において主に地縁により結びついた人々が地域社会を住みよくするための活動を行う自治組織のことをいいます。

第2条における語句の定義はこの条例における定義であり、他の条例においてもこれらの語句が同様の意味を持つものではありません。

(条例の位置付け)

第3条 市は、他の条例、規則等の制定及び改正に当たっては、この条例の趣旨を尊重します。

説明

第3条では、この条例の位置付けについて定めています。

新城市自治基本条例は市の数多くの条例の中のひとつですが、自治に関する基本的事項を総合的に定めるものです。したがって、市が他の条例、規則、要綱などを制定及び改正する場合は、この条例の趣旨を尊重し、この条例の内容と矛盾が生じないようにします。

第2章 まちづくりの基本原則

(まちづくりの基本原則)

第4条 まちづくりの基本原則は、次のとおりとします。

- (1) 市民主役の原則 市民一人ひとりが主役となってまちづくりを進めます。
- (2) 参加協働の原則 市民、議会及び行政は、積極的な参加と協働によりまちづくりを進めます。
- (3) 情報共有の原則 市民、議会及び行政は、互いに情報を共有し、まちづくりを進めます。

説明

第4条では、新都市のまちづくりを進めるにあたっての基本原則について定めています。

- ① 市民主役の原則とは
住みよいまちにするために市民一人ひとりが自ら考え、自ら責任を持って行動することです。
- ② 参加協働の原則とは
議会及び行政が、市民の市政参加に関する仕組みを整え、市民、議会及び行政または市民同士がお互いの立場を尊重しながら、協力し、連携してまちづくりを進めることです。
- ③ 情報共有の原則とは
市民がまちづくりに取り組めるように、議会及び行政が情報を積極的に分かりやすく適切な時に市民へ提供し、まちづくりに関する情報と意識の共有を図ることです。
また、市民も地域の情報などを積極的に提供するよう努めます。

第3章 市民等

(市民の権利)

第5条 市民は、まちづくりの担い手として、市政に参加することができます。

2 市民は、市政についての情報を知る権利を有し、議会及び行政に対しその保有する情報の公開を求めることができます。

説明

第5条では、市民にまちづくりに参加する権利と市政に関する情報を得る権利が保障されることを定めています。

市民は、市政について理解し判断するために、議会や行政から情報を得る権利を持っています。また、市民は自ら積極的に市政に関する情報の公開を請求することもできます。市は、情報公開の請求があった場合、新城市情報公開条例（平成17年新城市条例第25号）ほか関係条例にのっとり情報公開するかどうかの判断をします。

(市民の責務)

第6条 市民は、まちづくりの担い手であることを自覚し、互いに住みやすいまちの実現に努めます。

2 市民は、互いの活動を尊重し、自らの発言と行動に責任を持つものとします。

説明

第6条では、市民の責務を定めています。

市民は住みやすいまちづくりに努め、同時に、市民同士又は議会及び行政との間においてもお互いの活動を尊重し、発言と行動に責任を持ちます。

(子ども)

第7条 子どもは、地域社会の一員として尊重され、まちづくりに参加することができます。

説明

第7条では、子どものまちづくりへの参加について定めています。

この条例における「子ども」とは、小学生、中学生及び高校生などを指します。子どもも市民の一員として、まちづくりに参加することができます。市民、議会及び行

政は、子どもが意見を表明できる様々な機会を設け、そこで得られた意見を尊重し、まちづくりに反映するよう配慮しなければいけません。

子どもが意見を表明できる機会の例としては、若者議会、つながる地域と若者の輪事業（中学生対象）が挙げられます。

（市民活動団体）

第8条 ボランティア団体等、自主的に公益活動を行う市民活動団体は、互いに連携し、行政区等と力を合わせてまちづくりに努めるものとします。

説明

第8条では、市民活動団体がまちづくりを行う際の基本的な考え方について定めています。

この条例における市民活動団体とは、市内でまちづくり活動を行う有志団体を指し、特定非営利活動法人（NPO法人）やボランティア活動をする団体など、主に公共の利益や社会貢献を目的とする団体のことをいいます（宗教活動や政治活動を目的とする団体は除く）。市民活動団体が行政区等と連携することで、より効果的なまちづくりにつながるものと期待されます。

（協力者）

第9条 市民、議会及び行政は、市民以外の人又は団体であってまちづくりに協力するものに、まちづくりの多様な参加の機会を与えることができます。

説明

第9条では、協力者について定めています。

協力者とは、第2条の定義にある市民以外の、新城市を応援する人や団体のことで、市民、議会及び行政は協力者に対し、さまざまな活動の場を提供することができ、また、助言・アドバイスをもらうなど、さまざまな協力を得ることができます。

人口減少によりまちづくりの担い手不足が心配される中、多様な担い手がまちづくりに参加できるような環境をつくっていくことを条例で定めています。

第4章 議会

(議会の責務)

- 第10条 議会は、直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であることから、市民の意思が市政に反映されるよう議会運営に努めます。
- 2 議会は、行政運営が適正に行われるよう調査及び監視機能を十分に発揮し、政策立案機能の充実に努めます。
 - 3 議会は、保有する情報及び議会活動を市民に公開し、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう広報活動に努めます。
 - 4 議会は、公正性、透明性及び倫理性を確保することにより、開かれた議会と市民参加を推進するため、新城市議会基本条例（平成23年新城市条例第20号）で定めるところにより、市民自治社会の実現を目指します。

説明

第10条では、市長とともに市民を代表する機関である市議会の責務を定めています。

議会は住民から選挙で選ばれた代表者の集まりであり、予算や条例などを決める議決機関であることから、市民の意思を市政に反映し、市民に対し開かれた議会運営に努めます。また、議会は、市政経営が適正に行われるよう議会の持つ調査機能及び行財政運営や事務処理・事業実施に関する監視機能を発揮し、政策立案機能などを充実するよう努めます。

議会の基本理念及び議会や議員の責務と活動の原則など、議会に関する基本的事項を定めた「新城市議会基本条例」が議員提案により制定され、平成23年10月1日より施行されています。

(議員の責務)

- 第11条 議員は、自らの役割と責務を認識し、公正かつ誠実に職務を遂行します。
- 2 議員は、将来を見据えた広い視野をもって、市民全体の福祉の向上を目指して活動します。
 - 3 議員は、市民全体の代表者として、自らの能力を高める不断の研さんに努めます。

説明

第11条では、議会を構成する議員の役割と責務について定めています。

第1項は、議員は自らの役割と責務を踏まえ、職務を遂行しなければならない旨を定めています。

第2項は、今後の本市の将来を見据えた幅広い視野をもって、市民全体の福祉の向上を目指すため、議員が市民全体の代表者であることを自覚し、責任ある行動をとらなければならないことを述べています。

第3項は、議員は市民自治によるまちづくりを進める上で必要な能力の一層の向上に努めなければならない旨を定めています。

第5章 行政

(市長等の責務)

第12条 市長は、中長期的な視点から、市政の目的が最大限に達成されるよう総合かつ計画的な行政の運営に努めます。

2 市長は、市政の課題に的確に対応できるよう行政の組織について常に見直します。

3 行政は、市民の市政に関する要望等に迅速かつ誠実に応答するよう努めます。

4 行政は、市民の立場で考えて仕事をする職員を育成し、市民サービスの質を向上させます。

説明

第12条では、市長の責務、行政の責務について定めています。

市長は、市役所の各部局などの行政組織が、市の抱えるさまざまな課題に対し、速やかに、かつ、的確に対応できるような組織であるか常にチェックし、必要であれば組織の再編をしなければなりません。また、行政は、市の職員を適切に指揮監督し、市民のために働くという意識を持った職員を育成します。

(職員の責務)

第13条 職員は、市民のために働く者として、公正かつ誠実に職務を行います。

2 職員は、職務に必要な専門的知識の習得及び能力向上に努めます。

3 職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、市民としての責務を果たすとともに、協働によるまちづくりの推進に配慮して職務を行います。

説明

第13条では、市の職員の責務について定めています。

市の職員は市民のために働くという自覚を持って、公正かつ誠実に職務を行い、知識や技術の向上に努め、質の高い市民サービスを提供していきます。なお、市の職員は「市民であること」を自覚し、市民としての責務（第6条）を果たします。また、協働してまちづくりを行うという意識を持って職務を行います。

第6章 参加の仕組み

(参加)

第14条 市は、市政に関する計画及び政策を策定する段階から市民の参加を促進します。

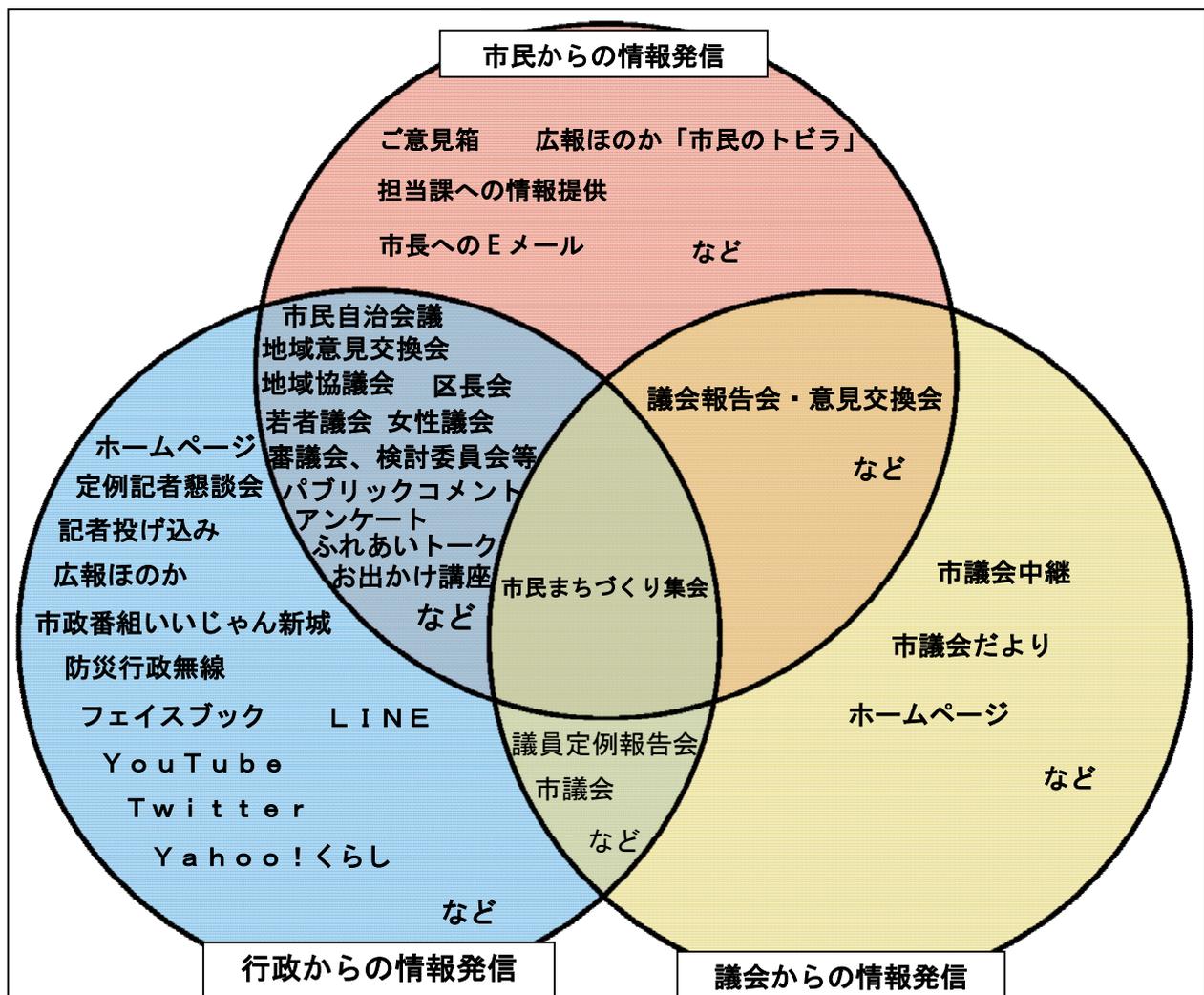
2 市は、市民の多様な参加の機会を設けます。

説明

第14条では、市民のまちづくり参加について定めています。

第5条では、市民の市政参加について、「市民は、まちづくりの担い手として、市政に参加することができます」と定めています。議会や行政としても、さまざまなかたちで市民が市政に参加できるように配慮する必要があります。市は、計画等などを作成する際も、策定する段階から市民の意見を反映するよう努めます。

情報共有・市民参加のイメージ図 ※市民参加は、円が重なる部分です。



(市長選挙立候補予定者公開政策討論会)

第14条の2 市長は、公の選挙のうち市長の選挙に当たっては、候補者となろうとする者が掲げる市政に関する政策及びこれを実現するための方策を市民が聴く機会として市長選挙立候補予定者公開政策討論会を開催するものとします。

2 前項の討論会の実施に必要な事項は、別に定めます。

説明

第14条の2では、市長選挙立候補予定者公開政策討論会について定めています。

市長は、市長の選挙に当たっては、市長選挙立候補予定者公開政策討論会を開催するものとしています。この討論会は、市長選挙の立候補予定者が掲げる市政に関する政策や実現のための方策を市民が聴く機会として位置付けられています。これにより市民は、立候補予定者の人となりを知ることができ、政策や方策についての理解を深めることができます。

討論会を実施するために必要な事項については、新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会条例（令和2年新城市条例第21号）に定められています。

(市民まちづくり集会)

第15条 市長又は議会は、まちづくりの担い手である市民、議会及び行政が、ともに力を合わせてより良い地域を創造していくことを目指して、意見を交換し情報及び意識の共有を図るため、3者が一堂に会する市民まちづくり集会を開催します。

2 前項の規定にかかわらず、市長及び議会は、市民まちづくり集会を共同開催することができます。

3 市長は、特別な事情がない限り年1回以上の市民まちづくり集会を開催します。

4 年齢18歳以上の日本国籍を有する住民は、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、市長に対して市民まちづくり集会の開催を請求することができます。

5 市民まちづくり集会の実施に関し必要な事項は、別に定めます。

説明

第15条では、市民まちづくり集会について定めています。

市民まちづくり集会は、市民、議会及び行政が一堂に会し、市政に関する情報と意識を共有する場として位置付けられています。

(開催の要件)

市民まちづくり集会は以下の要件により開催されます。

- ① 市長が開催する。
- ② 議会が開催する。
- ③ 市長及び議会が共同開催する。
- ④ 有権者50分の1以上の請求により、市長が開催する。

なお、市長は特別な事情(※)がない限り、年に1回以上、市民まちづくり集会を開催しなければいけません。

※「特別な事情」とは、大規模な自然災害が起こった場合など、主催者の責めに帰すことができない理由により開催することができなくなった場合を想定しています。市民まちづくり集会を開催することができなくなった場合には、市長はその理由について市民に対し説明をしなければいけません。

(運営)

主催者は市民まちづくり集会の運営について、多様な意見が出される場となるよう努めます。また、第16条で定める住民投票の実施については、事前に市民、議会及び行政が投票の案件に対し情報を共有することが必要であるため、市長は、新

城市住民投票条例（平成25年新城市条例第40号）において、住民投票の実施前に市民まちづくり集会を開催しなければならないと定めています。

そのほか、市民まちづくり集会の運営の詳細については、新城市市民まちづくり集会実施規則（平成25年新城市規則第35号）に定められています。

（住民投票）

第16条 年齢18歳以上の日本国籍を有する住民は、市政に係る重要事項について、その総数の3分の1以上の者の連署をもって、市長に対して住民投票の実施を請求することができます。

- 2 市長は、前項の請求があったときは、住民投票を実施するものとします。
- 3 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。
- 4 住民投票の実施に関し必要な事項は、別の条例で定めます。

説明

第16条では、住民投票について定めています。

住民投票制度は、市や住民にとって重要だと思われる政策課題などについて、住民に対し直接的に意思を問うものです。

（対象となる案件）

この条例では、「市政に係る重要事項」について住民投票を実施できると定めています。「市政に係る重要事項」とは、市が行う事務のうち、市民に直接その意思を問う必要が生じたもののことをいいます。

（実施の要件）

住民投票は、18歳以上の日本国籍を持っている住民の総数の3分の1以上の連署をもって請求されることにより市長が実施します。

また、住民投票を実施するに当たっては、その政策課題について、市民、議会及び行政による情報の共有及び意見交換を通じての問題意識の共有が必要であることから、住民投票の実施が決定した後、市長はすみやかに市民まちづくり集会を開催しなければなりません。

住民投票の結果は、それまでの議会及び市長による市政運営上の決定を覆す（拘束する）ものではありませんが、住民の意思の総意として尊重されるべきものです。

住民投票を実施するための手続きや必要事項についての詳細は、新城市住民投票条例（平成25年新城市条例第40号）に定められています。

(地域自治区の設置)

第17条 市は、地域内分権を推進するため、別の条例で定めるところにより、市長の権限に属する事務の一部を担い、地域の住民の意見を反映させつつこれを処理する地域自治区を設置します。

 **説明**

第17条では、地域自治区について定めています。

地域事情を踏まえた施策を適切なときに実施するため、市長は権限の一部を地域へ移し、現場をよく知る住民が解決する仕組みが必要です。

そのために、市は、地域の特色を活かした地域ごとの市民意見を市政に反映し、身近な地域課題を素早く解決する仕組みとして地域自治区制度を設置します。

地域自治区に関することについては、新城市地域自治区条例（平成24年新城市条例第30号）に定められています。

(行政区等)

第18条 住民は、地域社会の一員として、行政区等の役割について理解を深め、活動に参加するよう努めるものとします。

 **説明**

第18条では、行政区等について定めています。

地域が行うまちづくりとして、代表的なものに防災活動、防犯活動、環境美化活動などの行政区等の活動があります。行政区等の活動は地域を住みやすいものにするために欠かせないものであり、住民一人ひとりがその意義をよく理解し、積極的に行政区等の活動に参加していくことが求められています。

第7章 市政運営

(市政運営)

第19条 市長は、市の代表者として、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に市政を運営します。

説明

第19条では、市政運営について定めています。

市長は、住民から選挙で選ばれた「市の代表者」であり、市政全体を管理する立場です。したがって、市長は、公正かつ誠実に市政を運営しなければなりません。

(説明責任)

第20条 市は、市民に対し、市政の状況を説明する責任を負います。

2 市は、前項の説明に対する市民の質問に対し回答する責任を負います。

説明

第20条では、市の市民に対する説明責任について定めています。

市政の状況とは、総合計画をはじめとする中長期的計画の進捗状況、または財政状況などを指します。そのため、市は、定期的に市民に対して説明をしなければなりません。説明については、本解説書の第14条の説明に記載する情報共有・市民参加のイメージ図のように行われます。そして、説明に対して市民から質問や意見があった場合には、市は速やかに回答しなければなりません。

(情報)

第21条 市は、公正で開かれた市政の実現を図るため、市政についての情報の公開に関する総合的な施策に基づき、積極的に情報を公開します。

2 市は、市民の必要とする情報について、適切かつ速やかな提供に努めます。

3 市は、市民の個人情報に関する権利を保障するとともに、個人情報を適正に管理します。

説明

第21条では、情報公開に対する市の基本的な姿勢について定めています。

市は、新城市情報公開条例（平成17年新城市条例第25号）に定める請求に基づく公開に加え、市が抱える課題とその取り組み状況や防災などの緊急を要する情報について適宜に、自発的かつ積極的に市民に対し情報を提供します。市が提供する個人情報、新城市個人情報保護条例（平成17年新城市条例第26号）に基づき、適正に管理します。

（総合計画等）

第22条 市長は、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めます。

- 2 市長は、基本構想、基本計画その他市の施策の基本となる計画を策定するに当たっては、市民参加の機会を保障します。

 **説明**

第22条では、総合計画等について定めています。

総合計画は、市の将来像を示すものです。市の事業は総合計画にのっとって行われるもので、市民の声を反映したものでなくてはなりません。また、市は総合計画のほかさまざまな計画を策定するにあたっては、アンケートやワークショップなどを行い、市民参加の機会を保障します。

（財政運営）

第23条 市長は、財政運営に当たっては、財源の確保並びにその効率的な活用及び効果的な配分に努めます。

- 2 市長は、市の財産を適正に管理し、効率的に運用します。
- 3 市長は、財政に関する状況を公表します。

 **説明**

第23条では、市の財政運営に当たっての基本的な考え方を定めています。

第1項では、市長は、必要な財源（市税、国・県補助金、市債など）を確保すること、その財源を無駄なく効率的に活用すること及び効果的に配分することに努めることを定めています。

第2項では、市長は、市の保有する財産を適正に管理し、遊休施設を再活用（売却、譲渡、補修など）するなど効率的に運用することを定めています。

第3項では、財政状況の公表について定めています。財政状況の公表は、地方自

治法第243条の3の規定により義務付けられていますが、市民に市の財政や予算について関心をもってもらうためには、分かりやすい情報の提供が必要です。そのため、市では財政状況などをお知らせする「ザイセイの話」を毎年発行し、予算、市債、基金などの状況や主な事業の内容、第三セクターの決算などを掲載しています。

第 8 章 実効性の確保

(市民自治会議の設置等)

第 24 条 市長は、この条例の実効性を確保するため、市民自治会議を設置します。

2 市長は、この条例に関することについて、市民自治会議に諮問することができます。

3 前 2 項に規定するもののほか、市民自治会議の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定めます。

説明

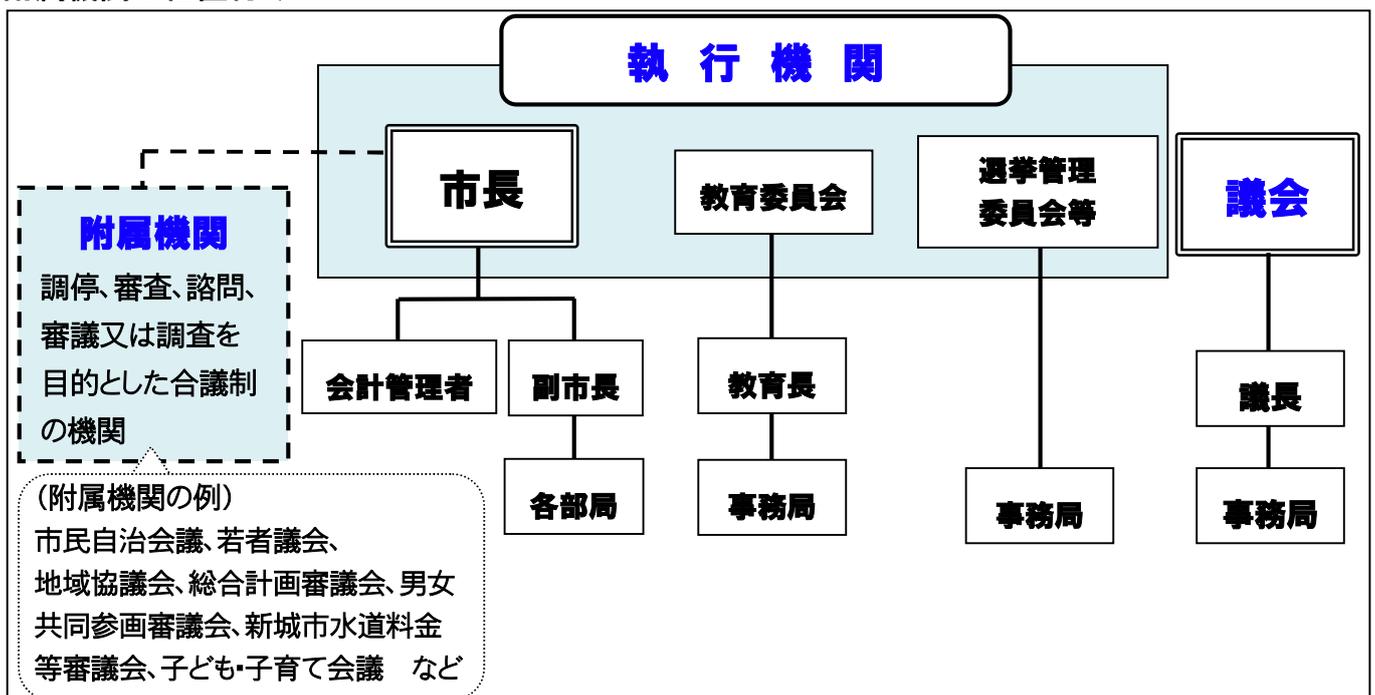
第 24 条では、市民自治会議について定めています。

第 1 項は、この条例の実効性を確保し、また、まちづくりの推進について、さまざまな見地から幅広い意見を得るため、市民自治会議を設置することを定めています。ここでいう実効性の確保とは、市民自治会議が、特定の施策を含め、市の全般的な施策について、自治基本条例の目的や基本原則などにのっとり行われているかどうかを調査・検討・協議・提言することをいいます。

なお、市民自治会議は、市の施策や各事業について、実施の可否、善し悪しを検証・評価する機関ではありません。

市民自治会議の構成や運営に関しては、新城市市民自治会議条例（平成 25 年新城市条例第 5 号）に定められています。

附属機関の位置付け



(条例の見直し)

第25条 市長は、5年を超えない期間ごとにこの条例を見直し、必要な場合は改正を行います。

説明

第25条では、条例の見直しについて定めています。

この条例は本市における自治に関する基本的事項を総合的に定めるものであり、本来軽々しく変更されるべきものではありません。内容の見直しが必要となった場合も、見直しの内容について、慎重に検討されなければなりません。

一方で、この条例は、これからの時代や環境の変化に適切に対応するような内容として運用される必要があります。そこで、見直しの内容について、専門的・多角的に検討するため、市長は5年を超えない期間ごとに、第24条に規定する市民自治会議に諮問し、条例について見直しを行い、必要な場合には改正します。